

伊東市水道施設維持管理業務委託契約書（案）

- 1 業 務 名 称 伊東市水道施設維持管理業務委託
- 2 履 行 箇 所 鎌田片平大川浄水場 外 1 7 7 か所
- 3 業 務 内 容 鎌田片平大川浄水場のほか、本市が管理する取水施設、送水施設及び配水施設（以下「本件施設」（伊東市水道施設維持管理業務委託契約約款においても同じ。）という。）の運転等管理業務とし、その詳細については、伊東市水道施設維持管理業務委託要求水準書及び伊東市水道施設維持管理業務委託性能仕様書に定める。
- 4 履 行 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
- 5 委 託 料 金 円
（うち消費税及び地方消費税 金 円）
- 6 契約保証金 （保証金 円又は、契約約款第 6 1 条第 1 項のただし書きに該当）

上記の業務委託について、「伊東市水道事業」（以下「甲」という。）と「」（以下「乙」という。）は、社会的重要性を認識した上、各々対等な立場における合意に基づいて、別紙の伊東市水道施設維持管理業務委託契約約款により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

伊東市大原二丁目 1 番 1 号

甲 伊東市水道事業
伊東市長 田久保 眞紀

乙

伊東市水道施設維持管理業務委託契約約款

第1章 総則

(総則)

第1条 伊東市水道事業（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、伊東市水道施設維持管理業務委託要求水準書（以下「水準書」という。）及び伊東市水道施設維持管理業務委託性能仕様書（以下「仕様書」という。）等その他関連書類に従い、伊東市水道施設維持管理業務（以下「本業務」という。）を履行しなければならない。

(使用言語等)

第2条 この約款において用いる言語等は、次の各号のとおりとする。

- (1) この約款の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- (2) この約款は日本法に準拠するものとし、日本法により解釈される。
- (3) この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (4) この約款の履行に関して甲と乙との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- (5) この約款の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (6) この約款における契約期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(書面主義)

第3条 この約款に基づく指示、請求、通知、報告、承諾、承認、通告、協議、合意及び解除（以下「指示等」という。）は、特に定めのある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定に係らず、緊急やむを得ない事情がある場合は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内に相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第2章 事業の範囲

(公共性の趣旨の尊重)

第4条 乙は、本件施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 乙は、本業務の履行に当たり、水道法、水質汚濁防止法、労働基準法、伊東市水道事業給水条例等の関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施しなければならない。

(原水の確保)

第5条 水道水を安定的に供給するための原水の確保は、甲が、自己の責任において実施しなければならない。

(所有権)

第6条 乙は、本件施設の所有権が、甲に属することを確認する。

(許認可等)

第7条 本業務の実施に関し、国及び地方公共団体又は、その機関への届出、許認可が必要になる場合は、乙が自己の責任と費用によりこれを行う。乙が、甲に協力を求めた場合には、甲は必要な協力を行うものとする。

2 法令上、甲が申請すべきものについては甲が行う。甲が、乙に協力を求めた場合は、乙は必要な協力を行うものとする。

(法令変更に伴う通知の付与)

第8条 この契約締結日以降に法令が変更されたことにより、契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難となったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、乙はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対して通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされた場合、この契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期間における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第9条 甲は、前条第1項の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに契約の変更並びに追加費用の負担等について、乙との協議をしなければならない。

2 前項の協議に係わらず、変更された法令の公布日から60日以内に契約の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、本業務継続の可否を含め、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知する。

(委託業務期間)

第10条 甲が乙へ本業務を委託する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(業務内容等)

第11条 乙が実施する本件施設及び本業務内容は、仕様書第3条、第4条に定める。

2 本業務に係る「リスク分担」は別紙1に、「業務分担」については仕様書の別紙8に定める。

(乙の実施体制)

第12条 乙は、本業務を実施するため、総括責任者並びに業務従事者を定め、甲に通知するものとする。また、その者を変更したときも同様とする。

(1) 総括責任者は、水道に関する高度な技術力と水道施設の運転管理及び維持管理に5年以上の実務経験を有し、水道浄水施設管理技士1級、2級(公益社団法人日本水道協会資格)を有しているほか、鎌田片平大川浄水場に常駐し、本業務における責任者として、業務従事者を指揮監督し、業務の遂行を管理するものとする。

- (2) 業務従事者のうち、運転操作監視業務に従事する者は水道施設の運転操作監視に実務経験を有している者を充て、保全管理業務に従事する者は類似施設での設備維持管理の実務経験がある者をもって充てること。また、業務従事者の中に常時雇用関係があり危険物取扱者甲種もしくは乙種4類、電気工事士及び玉掛技能者の有資格者が各1人以上いること。

(甲の実施体制)

第13条 甲は、本業務を監督するとともに、乙との連絡・交渉にあたらせるため、監督員を置くものとする。

2 甲は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

3 監督員は、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 契約の内容に関する乙の確認の申出又は、質問に対する回答。

(2) 契約の履行に関する乙又は乙の総括責任者との協議。

(3) 総括責任者及び業務従事者が不適とみなす場合の交替要求。

4 契約に定める書面の提出及び受領は、監督員により行われるものとする。

(施設機能の確認及び使用)

第14条 甲及び乙は、契約締結後から業務準備(引継)期間終了日(令和8年3月31日)までの間において、本件施設の性状、規格、機能、数量及びその他内容について、双方立会いのうえ確認するものとする。なお、確認の方法等については、仕様書第44条の定めによるものとする。

2 乙は本業務を遂行するに当たり、甲が本件施設に乙の現場事務所を確保し、履行期間に限り使用をすることができる。ただし、必要に応じて使用貸借契約を別途締結するものとする。

3 契約に従い乙が調達する義務を負うものを除き、甲は乙による本業務遂行に当たって必要な施設、機材、その他乙が合理的に要求するものを無償で貸与又は支給する。

4 乙は本件施設について、善良なる管理者の注意をもってこれを使用し、又は保存し、若しくは保管しなければならない。

(貸与品等)

第15条 本業務の遂行に際し、前条第3項の規定により甲が無償で乙に貸与する物品(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書第19条に定めるところによる。

2 前項の規定により、甲が乙に貸与する貸与品等につき、甲は乙に所有権を与えるものではない。

3 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から起算して14日以内に甲に借用書を提出しなければならない。

4 乙は、貸与品等の善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 乙は、契約の定めるところにより業務の完了、契約の解除、変更等があった場合、貸与品等を速やかに返還しなければならない。

6 乙は、故意又は、過失等により貸与品等が滅失又は、毀損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は現状に復して返還しなければならない。

い。また、その費用については、乙が負担しなければならない。

(施設用地の貸与)

第16条 甲は、乙が本業務の処理上必要とする用地を甲と乙との間で別途契約される使用貸借契約に従い、乙に貸与することができる。

2 乙は、貸与された業務用地を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 業務の完了、業務実施計画書によって業務の用地が不要となった場合において、当該業務用地に乙が所有又は管理する材料、建設機械器具、仮設物及びその他の物件があるときは、乙は当該物件を撤去するとともに、当該業務用地を修復、取片づけて甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく相当の期間内に当該物件の撤去、又は業務用地の修復、取片づけを行わないときは、甲は乙に代わって当該物件の処分、又は業務用地の修復、取片づけを行うことができる。この場合において当該物件の処分、又は業務用地の修復、取片づけについて乙は異議申立てを行うことができず、また、甲の処分、又は業務用地の修復、取片づけの費用を乙が負担しなければならない。

5 第3項に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、甲が定める。

(故意または、過失による損害賠償)

第17条 本業務の実施に関し、故意、又は過失によって甲、又は第三者に損害を生じたときは、乙はこれを賠償する責めを負う。

(保険)

第18条 乙は、本業務期間中、自己の費用により、賠償責任保険、その他の必要な保険を付保するものとする。

2 乙が加入する保険は、全て業務開始日以前に契約し、その保険証書の写しを甲に提出する。

(業務履行計画書及び業務実施計画書の策定)

第19条 乙は、この契約締結後速やかに仕様書等に従って業務履行計画書を定め、甲に提出しなければならない。

2 前項に基づく業務履行計画書が不適當であると認めたときは、甲は乙に対し、当該計画書受領後7日以内に、その変更若しくは再提出を求めることができる。

3 乙は前項の業務履行計画書に基づき、年間及び月間の業務内容を記した業務実施計画書を策定し、甲の承認を得てから業務を行うものとする。

(計画実施に伴う費用)

第20条 前条の業務履行計画書及び業務実施計画書は、乙の責任と費用により実施するものとする。

(施設の更新)

第21条 本件施設の修繕により、その機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本件施設の修繕により本件施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理であると認められるときは、乙は甲に対し、その旨の資料を付して報告し、施設の更新を請求することができる。

2 甲は、前項の請求があったとき、速やかに本件施設の現状を調査して更新の是非を判断

し、その内容を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の判断をするに当たり、乙の業務遂行上及び安全管理上の要求を十分に配慮しなければならない。また、施設の更新に当たり、業務の内容に変更が生じた場合は、甲と乙で協議して定める。

4 第1項の請求があつたにも係わらず、甲が必要な施設に更新を行わなかったため、乙、又は第三者に損害が生じた場合には、甲はその損害を賠償する責を負う。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲は、その程度に応じて乙に対する賠償の一部を控除し、又は第三者に対して甲が賠償した金額の一部を乙に求償することができる。

(施設の改良等)

第22条 本業務を効果的に実施するため、乙は、甲の承認を受けて、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更、又は改良を行うことができる。

2 本業務を効果的に実施するため、乙は、甲の承認を受けて、自己の責任と費用により、遠方監視制御装置や監視制御システムの導入等の必要な設備を本件施設に設置することができる。

3 前項の設備を設置する場合、乙は必要最小限の範囲で自己の責任と費用により、本件施設に変更を加えることができる。この場合において、乙は甲に対し、当該変更の内容について事前に通知し、その承認を得なければならない。

(改良施設の撤去)

第23条 乙は、この契約が終了したとき、自己の責任と費用により速やかに前条に基づき変更、又は改良した施設を原形に復し、設置した設備があれば撤去しなければならない。ただし、甲が乙に対し、別段の指示を行った場合はこの限りでない。

(簡易な修繕等)

第24条 乙は、保守点検により発見した不良箇所若しくは、故障の発生により破損した箇所のうち、現場で修理可能なものについては修理を行う。

(ユーティリティー等の調達)

第25条 乙は、自己の責任と費用により業務期間中において、本業務の実施に必要となる電気、通信、薬品、ガス及びその他の燃料等を調達しなければならない。

2 甲から乙に貸与されるものを除き、乙は、自己の責任と費用により本業務の実施に必要とされる消耗品、資機材、事務備品及びその他の物品を調達しなければならない。

(使用薬品の承認)

第26条 乙が浄水処理に使用する薬品は、甲の承認を得たものに限る。

(再委託の禁止)

第27条 乙は、業務の全部を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、あらかじめ書面によって甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(性能保証)

第28条 乙は、甲が要求水準書第20条に定める原水に関する条件を満たしているときは、甲に対し本業務期間を通じ要求水準書に定める供給水量、水質及びその他性能を保証する。

(緊急事態に対する措置)

第29条 停電、薬品漏洩、場内配水管破損及びその他緊急事態が発生したとき、又はその

恐れが生じたときは、乙は速やかな対応を図るとともに、その旨を直ちに甲に報告する。
また、必要に応じて甲は、その対応を乙と協議し、必要な措置を指示するものとする。

2 前項の場合において、必要と認めるときは、甲は乙に対し、水道水の給水の一部、又は全部を停止することを指示することがある。

3 甲と乙は、災害時や緊急時に備え、協働して災害対策要綱を策定するものとする。

（水質異常に対する処置）

第30条 浄配水場の浄水水質が要求水準書に定める水質基準を満たさない、又はその恐れがあるときは、乙は水質基準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、甲にその状況を報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

（協働の措置）

第31条 前条の規定による第三者への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力をもって甲に協力する義務を負う。

2 前項における乙の協力が本業務の範囲外であり追加費用が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（臨時の措置）

第32条 乙は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨時の措置を取らなければならない。この場合において、乙は甲の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項のただし書きの場合において、乙は、自らとった措置の内容を直ちに甲に書面にて通知しなければならない。

3 乙が、第1項、又は前項の規定により臨時の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

第3章 モニタリング

（業務日誌の作成）

第33条 乙は、毎日、「業務日誌」を作成し、常時、本件施設に備えなければならない。

2 乙は、甲の請求により、業務日誌の写しを甲に提出しなければならない。

（業務の報告）

第34条 乙は、本業務の実施状況を正確に反映した「月間業務履行報告書」を作成し、各月の甲が指定する期日までに前月の月間業務履行報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、事業年度ごとに「年間業務履行報告書」を作成し、翌年度の甲が指定する期日までに、甲に提出しなければならない。

（実施状況の確認）

第35条 甲は、本業務期間中、自己の費用により乙が実施する本業務の質及び内容を確保するため、次条から第38条までに定めるところにより本業務の実施状況を確認する。

（日常の確認）

第36条 甲は、第33条に規定する業務日誌に基づき、本業務の実施状況を確認するものとする。

(定期の確認)

第37条 甲は、第34条第1項に規定する月間業務履行報告書に基づき、乙の立会いの上、書類検査及び現地検査により本業務の実施状況を確認するものとする。

2 前項の確認は、月間業務履行報告書提出を受けた日から10日以内に完了しなければならない。

3 年間業務履行報告書、又は業務完了報告書に基づき、乙の立会いの上、書類検査及び現地検査により本業務の実施状況を確認するものとする。

4 前項の確認は、年間業務履行報告書又は、業務完了報告書の提出を受けた日から10日以内に完了しなければならない。

(随時の実施状況の検査)

第38条 前2条によるほか、甲が必要と認めたときは、乙に対して事前に通知することなく、現地調査により本業務の実施状況を検査することができる。

2 前項の検査を実施するときは、乙は、実施状況を説明し、又は書類を提出するなど甲に協力しなければならない。

(改善通知)

第39条 前3条による検査の結果、仕様書等に定めるサービス水準の未達が判明した場合は、甲は乙に対し、サービス未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置を取ることを文書で通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときには、当該通告を受領した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた「改善計画書」を甲に提出するとともに、第34条第1項の月間業務履行報告書において、その実施状況を報告しなければならない。

3 甲は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

第40条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該サービス水準の是非がなされなかったときは、甲は乙に当該改善計画書を変更し、再提出するように通告するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、改善計画書の変更・再提出の場合にも準用する。

(委託料の支払停止)

第41条 前条に基づき、変更・再提出した改善計画書（以下「再度の改善計画書」という。）に定める期日までに当該サービス水準の未達が是正されないときは、甲は乙に事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払いを停止することができる。

2 前項の支払停止を行う場合には、甲は乙に対し、弁明の機会を与えなければならない。

3 当該サービス水準の未達が是正されたときは、甲は、第1項に基づき支払いを停止していた委託料を、速やかに乙に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(総括責任者等の交代要求)

第42条 前条に定める委託料の支払停止ほか、再度の改善計画書に定める期日までに当該サービス水準の未達が是正されないときは、甲は、乙に対し総括責任者又はその他の関係者の交代を要求することができる。

第4章 委託料

（委託料の額）

第43条 甲は、乙に対し本業務期間において、月別業務委託料支払表（別紙2）の額を委託料として支払う。

- 2 甲は、乙がこの契約約款の別に定めるところにより業務を履行しないときは、契約を解除するとともに、その契約の解除が月の途中でなされた場合の委託料の計算は、前項の委託料をその月の本業務に従事すべき日数で除して得た額に、本業務に従事した日数を乗じて得た額（円未満は切捨てる。）とする。

（支払いの手続き）

第44条 乙は、第34条第1項の月間業務履行報告書に基づき、第37条第1項の実施状況の確認を受けたときには、委託料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により第37条第2項の期間内に本業務の実施状況の確認をしないときは、その期限を経過した日から本業務の実施状況の確認をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したとみなし、直ちに甲は、乙に対し委託料を支払わなければならない。

（委託料の減額）

第45条 委託料の減額は、当該委託料の減額を行うべき事実が発生した日以降、最初の支払期において支払うべき委託料の額をもって減額することができる。

- 2 委託料の減額を受けたことをもって、乙は、その損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

（物価の変動に基づく委託料の額の変更）

第46条 予期することのできない特別な事情により、本業務期間内に日本国内において急激なインフレーションやデフレーションを生じ、又は仕様等の変更があったことにより委託料の額が著しく不適当となったときは、甲、又は乙は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。

第5章 危機管理

（不可抗力に伴う損害）

第47条 暴風、豪雨、洪水、地震及び火災等その他自然的、又は人為的な事象（仕様書等で定めたものにあつては、当該規定を超えるものに限る。）であつて、甲乙双方の責めに

帰すことができないもの（以下「不可効力」という。）により、契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難となったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに甲に通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の規定により、この契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときには、損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定により、不可抗力に対応するため速やかに契約の変更並びに追加費用の負担等について協議しなければならない。
- 4 前項の協議に係わらず、不可抗力が生じた日から60日以内に契約の変更並びに追加費用の負担について合意が成立しないときは、本業務継続の可否を含め、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知する。

（契約の解除）

第48条 この契約の締結後における不可抗力により甲が本業務の継続が困難と判断した場合、又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、甲、乙協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により、この契約を解除する場合は、甲は乙に対して業務期間の終了までの委託料のうち、未払いの委託料について甲、乙協議に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払手続きは、第44条の規定を準用する。

第6章 契約の終了

（乙の債務不履行による契約の解除）

第49条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対して書面により通知した上でこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、本業務開始予定日から30日経過しても本業務の履行を開始できないとき、又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して10日以上、1年間において30日以上、又は乙が水道水の供給の一部若しくは全部を行わないとき。
 - (3) 甲が、乙に対して第41条第1項の規定に基づき委託料の支払停止措置を講じた後、60日を経過しても当該支払停止の理由となったサービス水準の未達が是正されないとき。
 - (4) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。
 - (5) 前4号に規定するもののほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (6) 乙が破産、会社更生、民事再生若しくは、特別清算のいずれかの手続きについて取締役会でその申立等を決議したとき、又は、第三者によってその申立てがなされたとき。
 - (7) 乙が自ら本業務を破棄し、10日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (8) 乙がこの契約に基づく義務に著しく違反したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

なお、第 6 1 条の規定により当該契約保証金の納付、又は履行保証保険契約締結をもって違約金に充当することができる。

- 3 第 1 項の規定により契約が解除された場合において、前項に規定する違約金を上回る損害が甲にあるときは、乙は、その差額を甲に賠償しなければならない。

(甲の債務不履行による契約の解除)

第 5 0 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲に書面により通知した上でこの契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第 4 4 条第 2 項に定める支払期限を経過してから 6 0 日を過ぎても委託料を支払わないとき。
- (2) 甲が この契約に基づく重要な義務に違反し、かつそのことを乙が甲に対し通知した後、3 0 日を経過しても当該違反を是正しないとき。
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。

- 2 前項の規定により、この契約が終了する場合には、甲は乙に対して本業務に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払い手続きは、第 4 4 条の規定を準用する。

(契約終了に伴う運転指導等)

第 5 1 条 本業務が終了したとき、又は第 4 9 条第 1 項の規定により契約が解除されたとき、乙は必要に応じて甲の指定するものに対象施設の運転操作等に係る指導を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 指導の必要がない事由を乙が甲に書面で提出し、甲が認めたとき。
- (2) 甲がその指導の必要がないと認めたとき。

- 2 前項における運転指導等に係る費用は、乙が負担する。

- 3 甲が開示し、甲の承諾を得て乙が適宜改訂した運転マニュアルは甲に帰属するものとし、マニュアル等に係る取扱いは第 5 9 条の定めによる。

- 4 運転指導の内容及び期間等は甲、乙協議により定める。

(契約期間終了時の施設の確認)

第 5 2 条 契約が終了するときは、甲、乙双方が立会いの上、本件施設について第 1 4 条第 1 項に基づき確認した内容との相違がないことを確認する。

- 2 前項の確認の結果、第 1 4 条第 1 項の内容との相違があるときは、乙は、自己の責任と費用により必要な補修を行わなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合及び甲の特段の指示に基づくものである場合には、この限りではない。

(保証期間)

第 5 3 条 甲は、契約期間終了時から 3 ヶ月経過までの間に、乙の責めに起因して本件施設の内容に損害が生じた場合、甲は乙に補修を請求することができる。

(違反金または、損害賠償金の控除等)

第 5 4 条 乙がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を、甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料の支払い日まで年 2. 5 パーセント（ただし、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（令和 3 年 3 月 9 日財務省告示第 4 9 号）に基づき定められる遅延利息の率が改正された場合は、当該改正後の率とする。第 2 項及び第 3 項において同じ。）の割合で計算し

た遅延損害金を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、甲は乙から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

3 甲がこの契約に基づいて履行すべき委託料その他の金銭の支払を遅延した場合、甲は、乙に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

第7章 補 則

（秘密の保持と情報の開示）

第55条 甲及び乙は、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 第1項の定めは、頭書の契約期間満了後、若しくは契約の終了、解除後も存続する。

3 甲、又は乙は、本業務の履行に伴い知り得た情報、甲及び乙の活動についての重要な事項、事態、条件等に関し、新聞等の第三者へ情報を開示する場合は、事前に他方の了解を必要とする。

（個人情報の保護）

第56条 この約款の履行をするに当たり、個人情報の取扱いに関しては法令及び甲が定める個人情報の保護に関する取扱い等に基づくものとする。

（業務内容の変更等）

第57条 甲は、必要があると認めるときは、書面により乙に通知して業務の内容を変更することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面をもって定める。

2 前項の場合において、業務の内容の変更に伴う費用に増加を必要とし、又はこれにより乙が損害を受けたと認められるときは、甲は、当該増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、甲、乙協議して定める。

（権利義務の譲渡禁止）

第58条 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 乙は、本件施設について、第三者に対して譲渡、貸与、若しくは担保の目的としてはならない。

（著作物の使用等）

第59条 本業務の実施に当たって甲の承諾を受けて、乙が本業務期間中に作成し使用する著作物の著作権は、甲に帰属するものとする。

（公租公課）

第60条 契約に関して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。甲は、委託料に含まれる消費税及び地方消費税を支払うほか、契約に関連する全ての公租公課について別段の定めがある場合を除き負担しないものとする。

（契約の保証）

第61条 乙は、この契約の締結後、甲に契約保証金を納付するものとする。ただし、乙が

保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合においては、この限りではない。

2 本契約に基づく契約保証金は、委託料の100分の10とする。

3 契約保証金は、本契約の履行後、還付する。この場合、一切の利息は付さないものとする。

(合意管轄)

第62条 この約款に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに同意する。

(暴力団の排除)

第63条 甲は、この契約による業務を処理するに当たり、暴力団の排除のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(本契約に定めのない事項及び解釈の疑義)

第64条 この約款、若しくは水準書及び仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙誠実に協議の上、これを定めるものとする。

別添

暴力団の排除に係る特記事項

(確約事項)

第1条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、次のいずれかに該当する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(2) 暴力団関係者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

(不当介入を受けた場合の措置)

第2条 乙は、乙又は乙が本契約に関連して締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下この条において「関連契約」という。）及び当該関連契約が下請又は再委託の契約であって、それが数次にわたる場合には、乙が締結したものにかかわらず、その全てを含む契約（以下これらの契約を「関連契約等」という。）の相手方が、暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約等の相手方をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力をを行い、甲にその旨を文書で報告しなければならない。

(事業契約の解除)

第3条 甲は、乙が前2条の規定に違反することが判明した場合は、何ら催告することなく、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙の関連契約等の相手方が暴力団関係者であると判明した場合は、乙に対し、当該関連契約等の解除その他の必要な措置を講じるよう求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定による求めに対し、正当な理由がなくこれに応じない場合は、本契約を解除することができる。

4 甲が本条の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償するものとする。

別紙 1

リスク分担表（第 11 条関係）

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		甲	乙
契約説明責任	水道施設の能力環境条件及び許認可関連等、甲より提供された施設及び条件に瑕疵があった場合	○	
	甲から説明がされた募集要領や業務委託要求水準書の誤りや条件の変更があった場合	○	
制度・法令	委託業務に直接関係する新たな法整備あるいは規制強化により業務の履行が不可能になった場合、またはそれを回避するためのコスト増を招くようになった場合	○	
	関係機関の行政指導等により業務の中断、停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合	○	
	乙の責めにより関係機関の行政指導等により業務の中断、停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合		○
	消費税及地方消費税などの税制の変更に伴うコスト増を招くようになった場合	○	
政治	業務の履行に対して議会承認が得られず、業務の履行及び継続が困難な場合	○	
	甲の政策変更や財政破綻等により事業内容の変更・中断に至り業務の履行が困難となった場合	○	
住民・法人対策	住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合	○	
	乙の責めにより住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合		○
経済変動	インフレ・デフレによる人件費・物件費の変動、高騰により業務の履行が困難となった場合	○	
契約不履行	甲の責めにより、乙が契約を締結できない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
	乙の責めにより、甲が契約を締結できない、または契約手続きに時間を要する場合		○

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		甲	乙
環境保全	乙が事業を受託する前に、既に発生していた環境汚染が発見され、基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	
	乙が事業を開始する前に既に発生していたかどうか不明な環境汚染が発見され、基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	
需要予測	突発的事態以外の理由による計画以上の配水量の増加、あるいは原水水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	
	乙の運転管理等が原因で、計画以上の配水量増加、あるいは原水水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合		○
	乙に非がない場合で、産業廃棄物の増加や操作障害、あるいは処理コスト増が生じた場合	○	
	甲の指示に基づく修繕費や配水量の増加などの理由により、コスト増が生じた場合	○	
	甲の指示に基づく修繕における施工不良など、乙の責めによりコスト増が生じた場合		○
施設損傷	乙の責めにより業務内容や用途変更等が生じ、そのことを起因とするコスト増が生じた場合		○
	乙による施設の不適切な改築、更新、改良、修繕により、施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合		○
	乙による不適切な運転操作により、施設の損傷や障害を与え、コスト増が生じた場合		○
不可抗力	受託対象施設以外の施設や事象からの波及事故により、対象施設が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
	自然災害等の事象により対象施設が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
不可抗力	乙の責めに帰すことのできない大規模な停電等の緊急事態により、設備が自動停止もしくは損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		甲	乙
第三者賠償	甲の責めにより生じた事故に伴って第三者損害賠償が発生した場合	○	
	乙の責めにより生じた事故に伴って第三者損害賠償が発生した場合		○
事故発生	乙による施設の不適切な改築、更新、改良、修繕や不適切な運転操作などにより、事故が発生した場合		○
	施設・設備の劣化等の瑕疵により事故が生じた場合	○	
	人身事故が発生した場合		○
財務・事業中止	甲の支払遅延、不払等	○	
	乙の倒産等		○
	甲の責めにより事業を中止する場合	○	
	乙の責めにより事業を中止する場合		○

別紙2

月別業務委託料支払表（第43条関係）

年 月	委託料支払額（円）	年 月	委託料支払額（円）
8年 4月		9年 4月	
8年 5月		9年 5月	
8年 6月		9年 6月	
8年 7月		9年 7月	
8年 8月		9年 8月	
8年 9月		9年 9月	
8年10月		9年10月	
8年11月		9年11月	
8年12月		9年12月	
9年 1月		10年 1月	
9年 2月		10年 2月	
9年 3月		10年 3月	
合 計		合 計	

年 月	委託料支払額（円）	年 月	委託料支払額（円）
10年 4月		11年 4月	
10年 5月		11年 5月	
10年 6月		11年 6月	
10年 7月		11年 7月	
10年 8月		11年 8月	
10年 9月		11年 9月	
10年10月		11年10月	
10年11月		11年11月	
10年12月		11年12月	
11年 1月		12年 1月	
11年 2月		12年 2月	
11年 3月		12年 3月	
合 計		合 計	

年 月	委託料支払額（円）
1 2 年 4 月	
1 2 年 5 月	
1 2 年 6 月	
1 2 年 7 月	
1 2 年 8 月	
1 2 年 9 月	
1 2 年 1 0 月	
1 2 年 1 1 月	
1 2 年 1 2 月	
1 3 年 1 月	
1 3 年 2 月	
1 3 年 3 月	
合 計	